

東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内商店街内にある空き店舗を活用して店舗を開設する者に対し、東大阪市空き店舗活用促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、商店街の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 東大阪市内の商店街組織の定款又は会則に定めがある地区(継続的な事業経営が困難となる要素がないこと。)に所在し、商業活動を休止してからおおむね3ヶ月を経過し、通りに面した部分に位置している店舗物件とする。ただし、大規模小売店舗立地法に規定される大型商業施設やショッピングセンター、小売市場並びに当該施設内のテナント物件は除く。
- (2) 事業者 既に事業を営んでいる個人及び法人(大規模チェーンを除く。)
- (3) 個人創業 事業を営んでいない個人が、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業等の届出により新たに事業を開始する場合
- (4) 商店街 商店街振興組合、事業共同組合等において組織される法人格を持った商店街組織及び法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行なうことができる者

(対象者)

第3条 この要綱の補助金の交付を受けることのできる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 空き店舗を活用して、店舗の開設を予定している事業者
 - (2) 空き店舗を活用して、店舗の開設を予定している個人創業者
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という)は対象外とする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(対象者の要件)

第4条 補助金交付の対象者の要件は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 別表第1に規定する業種であること。
 - (2) 金融機関から事業資金に係る融資を受けていること。ただし、第3条第1項第1号の対象者について、東大阪市または東大阪商工会議所による経営相談を受けた場合は、この限りでない。
 - (3) 市税の滞納をしていない者
 - (4) 開業した事業が週5日以上かつ1日6時間以上の営業がなされていること。
 - (5) 開業等に必要な資格等を有していること。
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に該当する業種でないこと。
 - (7) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがない業種であること。
 - (8) 犯罪等の違法な行為を手段としていないこと。
 - (9) その他事業の目的に照らして適当と認められること。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象外とする。
- (1) 事業者及び個人創業者と店舗を所有する者が同一世帯及び3親等以内の親族関係にあるとき。法人にあつては、代表取締役若しくは法人の役員と店舗を所有する者が同一世帯及び3親等以内の親族関係にあるとき。
 - (2) この要綱に定める補助金の利用実績がある者若しくは国等の他の補助制度を利用して開業した者
- 3 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 店舗開業前に実施する改装に要する経費
- (2) 店舗の開設に必要な備品（机、椅子、冷蔵庫、棚等）の購入に要する経費
- 2 前項の規定にかかわらず、消耗品、使い捨て備品その他一時的な使用を目的とする物品（個人用備品を含む。）に係る経費は、補助対象経費としない。
- 3 業者等に発注せず、申請者自身又はその関係者が資材等を準備して改装を行った場合の費用は、原則として補助対象経費としない。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 店舗の使用に直接必要な壁紙又は床材であること。
 - (2) 使用した資材に係る証拠書類（見積書又は領収書等）が提出され、改装内容が明確に確認できること。
 - (3) DIYによる改装作業が適切に行われたことが確認できること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1又は80万円のいずれか低い額とする。

- 2 前項の規定により算出した額のうち、備品に係る補助金の額は、当該経費の2分の1、20万円を上限とする。
- 3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事前届出)

第7条 補助金の交付申請を行う予定の者（以下「事前届出者」という。）は、店舗開業前で、かつ改装工事着手の日の前日までに東大阪市空き店舗活用促進事業補助金事前届出書(以下「届出書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、事前届出者が個人の場合は、届出書(様式第1-1)、法人の場合は、届出書(様式第1-2)及び役員等名簿(様式第1-3)を提出するものとする。

- 2 市長は、事前届出者の事前届出にあたり、必要に応じて調査等を行い、また、資料の提出を求めることができる。

(交付申請)

第8条 前条の事前届出者のうち補助金交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期間内に東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、申請者が個人の場合は、申請書(様式第2-1)、法人の場合は、申請書(様式第2-2)及び役員等名簿(様式第2-3)を提出するものとする。

- 2 前項に規定する申請書には、東大阪市空き店舗活用事業補助金事業計画書(様式第3)及び別表第2に定める書類を添付しなければならない。
- 3 市長は、申請者の交付申請にあたり、必要に応じて調査等を行い、また、資料の提出を求めることができる。

(アドバイザー派遣の活用)

第9条 申請者は、市長が定める期間内において、別で定める東大阪市空き店舗活用促進支援アドバイザー派遣を活用しなければならない。

(交付の決定等)

第10条 市長は、申請者より申請書の提出があったときは、申請書類及び別で定める東大阪市空き店舗活用促進事業アドバイザー派遣報告書により審査を行うとともに、申請者が第3条第2項各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)である場合を除き、補助金を交付することが適当であると認めたときは、交付の決定を行い、東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付決定通知書(様式第4)により申請者に通知する。また、補助金を交付することが適当でないことを認めたときは、東大阪市空き店舗活用促進事

業補助金交付不承認通知書（様式第5）により申請者に通知する。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要に応じ条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第11条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、第8条第1項から第3項に規定する申請の内容に変更が生じたときは、速やかに東大阪市空き店舗活用促進事業補助金申請事項変更承認申請書（様式第6）を市長に提出し、東大阪市空き店舗活用促進事業補助金申請事項変更承認通知書（様式第7）にてその承認を受けなければならない。ただし、補助金申請時からの業種や業態変更等については認められないものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付申請取下げ届出書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、東大阪市空き店舗活用促進事業補助金交付請求書（様式第9）を市長に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定）

第13条 補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告等により補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。）が確定したときは、市長にその額を報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告において、市に返還すべき額があると認めるときは、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取り消し等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消す事ができる。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定に付された条件に違反したとき。
- (3) 暴力団等であることが判明したとき。
- (4) その他この要綱に定める条件に違反したとき。
- (5) 正当な理由なく、導入した設備等を導入後3年以内に補助金交付の目的に反して処分（財産の目的外使用、譲渡、交換、移設、貸付け、担保としての提供または取壊し（廃棄を含む））したとき

2 市長は、前項の場合において補助事業者が既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（加算金及び延滞金）

第15条 市長は、第13条第2項及び第14条第2項の規定により、補助金の返還を命ずるときの返還期限は、当該命令日から20日以内とし、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から返還金納付日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

2 市長は、補助金の返還を命じ、これが納期日までに納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付させるものとする。

3 前2項における加算金及び延滞金の端数計算等については、東大阪市延滞金徴収条例（昭和43年東大阪市条例第1号）第2条の規定の例による。

4 市長は、第1項及び第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を課さないことができる。

(警察署長からの意見聴取)

第16条 市長は、補助金の交付を決定しようとする場合は、申請者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(東大阪市補助金等交付規則の適用)

第17条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、東大阪市補助金等交付規則（平成元年東大阪市規則第13号）の規定を適用する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は別に市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年6月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日より施行する。